

組長責任訴訟

大阪弁護士会 民暴委員会委員

梅田総合法律事務所 弁護士 古賀健介

1 組長責任訴訟の意義

現在でも、暴力団組員の暴行、恐喝、詐欺行為等によって、一般市民が多大な被害を受けています。また、過去には、暴力団同士の対立抗争に無関係な一般市民が巻き込まれて死傷するという事件も複数発生しています。

もともと、このような加害行為に及ぶ末端の組員には、被害者に対して賠償できるだけの資力がない者も多く、また、刑事処分が確定して収監されてしまえば、實際上賠償を求めることは不可能になります。

そのため、暴力団に対する民事的な対抗措置としては、暴力団組長に対し、使用者責任（民法715条）を根拠とする損害賠償請求を行うことが有効です。暴力団の組長は、上納金という形で、組員が暴力団という威力を背景にして得た不当な利益を吸い上げているわけですから、当然、組員が与えた損害についても責任を負担させる必要があります。

2 暴力団組長の賠償責任を認めた最高裁判決

暴力団組長の使用者責任を認めた有名な最高裁判決（第二小法廷平成16年11月12日）があります。

この事案は、暴力団同士の対立抗争中に、警戒警備中だった警察官が組員と誤認され射殺されたというものですが、最高裁は、以下のように、暴力団組長の使用者責任を認める判決を下しました。

- ① 山口組組長は、下部組織の構成員を、その直接間接の指揮監督の下、山口組の威力を利用しての資金獲得活動に従事させていたといえることができるから、組長と山口組の下部組織の構成員との間には、事業につき、使用者と被用者の関係が成立していた。
- ② 山口組の下部組織における対立抗争においてその構成員がした殺傷行為は、山口組の威力を利用しての資金獲得活動に係る事業の執行と密接に関連する行為といえるべきであり、山口組の下部組織の構成員がした殺傷行為について、山口組組長は、使用者責任（民法715条）を負うものと解する。

上記最高裁判決により、暴力団の組員が行った加害行為に対して、被害者は、その組員が所属する暴力団の組長に対しても損害賠償請求できるという仕組みが確立されました。その結果、現在では、全国各地で組長責任訴訟が多数提起されることにな

りました。

3 暴力団対策法の改正について

平成16年及び平成20年には暴対法が改正され、組長に対する損害賠償責任の追及が容易になりました。(暴対法31条、31条の2)

使用者責任(民法715条)を追及する場合は、被害者の方で、組長と組員との使用関係や、加害行為が暴力団の事業につき行われていることを立証する必要がありますが、暴対法の改正により、この負担が軽減されています。特に、暴対法31条の2では指定暴力団員による威力利用資金獲得活動によって損害を被ったことを立証すれば、指定暴力団の組長に対して損害賠償請求をすることができるとされています。

4 おわりに

暴力団による被害が後を絶たず、被害者の被害救済は是非とも必要なのですが、最近では、暴力団は、組長の使用者責任を回避するため、内部での運営状況を外部に漏らさぬように隠したり、あるいは、暴力団を名乗らずに資金獲得活動を行ったりするなど、いわゆる潜在化が進んでいるといわれています。

しかしながら、我々民暴委員会の弁護士としては、被害者の救済を図り、暴力団の資金源を絶つためにも、手を緩めることなく、引き続き警察や暴追センターとも連携して組長に対する責任追及に励んでいきたいと考えています。

以 上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載